

2 林地

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番	(3) 基準地の10 アール当た り価格(円)	(4) 基準地の 地積(m ²)	(5) 基準地の利 用の現況	(6) 基準地の周辺の土地の利用の 状況	交 通 接 近 条 件				(8) 公 法 上 の 規制	(9) 地域の特性
						基準地から 搬出地点ま での搬出方 法及び距離 (m)	搬出地点の 道路の状況	最寄り駅及 び距離	最寄り集落 及び距離		
秋田(林)-1	秋田市上新城白山字山口55番	106,000	238	用材林地 (杉)	杉の人工林が多い標高100m、 傾斜25度程度の林地地域	人力200	市道3.5m	土崎11km	白山1.9km	「地森計」	農村林地
2	秋田市豊岩豊巻字手長沢4番8	135,000	3,038	用材林地 (杉、赤松)	標高約15～30m、傾斜15度程 度に杉、雑木等が混在する地 域	公道隣接○	農道3m	新屋4km	中島1km	「調区」 「地森計」	都市近郊林地
3	能代市母体字長根山下57番1	51,000	9,618	用材林地 (杉)	標高50～100m、傾斜20度に 樹齢約20～30年前後の杉及び 雑木が混在する地域	人力100	林道2m	東能代 8.5km	上母体 800m	「地森計」	農村林地
4	山本郡琴丘町上岩川字滝ノ沢113番6	45,000	10,500	用材林地 (杉)	標高50～200mの中斜面に杉 人工林と雑木林が混在する地 域	集材機300	林道5m	鹿渡12km	小新沢2km	「地森計」	山村奥地林地
5	平鹿郡増田町狙半内字大沢54番1外	30,000	8,527	用材林地 (杉)	標高200～300m、傾斜30度前 後の広葉樹、杉が混交する林 地地域	林道隣接○	林道4m	十文字 12.7km	小栗山 300m	「地森計」	山村奥地林地
6	大館市茂内字鬼ヶ台20番24	63,000	10,879	用材林地 (杉)	杉の人工林が多い標高100～ 300mの丘陵地	人力10	林道3.5m	大館6.5km	小茂内2km	「地森計」	農村林地
7	南秋田郡五城目町内川湯ノ又字小川口沢67番	48,000	33,010	用材林地 (杉)	標高100m、傾斜30度に杉及 び松が混在する人工林地域	林道隣接○	林道4.8m	八郎湯12km	湯ノ又 500m	「地森計」	林業本場林地
8	仙北郡西仙北町土川字小又沢5番70	49,000	9,662	用材林地 (杉)	標高125m、傾斜20～25度に 植林された杉の人工林地域	林道隣接○	林道3m	刈和野9km	沖田750m	「地森計」	農村林地
9	山本郡八森町字本沢2番	48,000	4,383	用材林地 (杉)	標高60m、傾斜5度の杉の人 工林地域	林道隣接○	林道3.6m	八森4km	街部4km	「地森計」	農村林地
10	北秋田郡鷹巣町七日市字坊川沢7番30	45,000	10,620	用材林地 (杉)	標高90～160m、約20度の南 西向傾斜の杉の人工林地域	人力20	林道4m	鷹ノ巣13km	妹尾館 3.5km	「地森計」	林業本場林地
11	鹿角市八幡平字熊沢碓39番12	45,000	5,800	用材林地 (杉)	杉の人工林及び雑木林が混在 する比較的傾斜の緩い丘陵地	林道隣接○	林道4m	八幡平13km	熊沢1.9km	「地森計」	農村林地
12	北秋田郡森吉町本城字寺ノ沢21番	58,000	10,167	用材林地 (杉)	標高140m、傾斜15～20度程 度の杉の人工林地域	林道隣接○	林道3m	米内沢 3.9km	本城1.5km	「地森計」	農村林地
13	男鹿市男鹿中滝川字三ッ森上台314番1	74,000	7,626	用材林地 (杉・松)	標高100m、傾斜10度に杉及 び松が混在する人工林地域	公道隣接○	道路6m	羽立10km	開700m	都 「地森計」	農村林地
14	河辺郡河辺町神内字樋沢30番38	73,000	11,061	用材林地 (杉)	標高50～150m、傾斜20～30 度の丘陵地に杉林及び雑木林 が混在する地域	林道隣接○	林道2m	大張野5km	神内2.5km	都 「地森計」	農村林地
15	南秋田郡昭和町豊川上虹川字浦田8番	50,000	9,287	用材林地 (杉)	標高15～45m、傾斜20度前後 の杉の人工林地域	人力30	農道2.5m	大久保5km	小泉600m	「調区」 「地森計」	農村林地
16	由利郡岩城町泉田字小沢田38番	58,000	47,210	用材林地 (杉)	標高100～150m、傾斜10～30 度の杉、雑木の混在林地域	人力150	農道2.5m	羽後亀田 5.3km	泉田500m	「地森計」	農村林地
17	由利郡由利町前郷字柳沢1番7	46,000	39,922	用材林地 (杉)	標高120m、傾斜15度の杉の 人工林地域	林道隣接○	林道3m	前郷3.5km	東中沢2km	「地森計」	山村奥地林地
18	仙北郡田沢湖町生保内字黒沢野23番11	59,000	7,910	用材林地 (杉)	杉の人工林が多い標高300m、 傾斜20度程度の林地地域	林道隣接○	林道3m	田沢湖 4.5km	下中生保内 1km	都 「地森計」	農村林地
19	平鹿郡大森町上溝字菅蛭沢203番	56,000	4,363	雑木林地 用材林地 (杉)	標高80m、傾斜23度に雑木林 及び杉が混在する地域	公道隣接○	農道2.5m	横手16.5km	末野450m	「地森計」	農村林地
20	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字山居野11番60	47,000	11,090	用材林地 (杉)	標高400m、傾斜15～20度の 杉の植林地域	人力50	林道3m	横堀18km	湯ノ岱 300m	「地森計」	林業本場林地
21	本荘市土谷字中日陰平8番7	48,000	6,666	用材林地 (杉)	標高50～100m、傾斜25度前 後の杉の人工林地域	集材機10	林道3m	羽後本荘 6.5km	長者屋布 2km	「地森計」	農村林地
22	北秋田郡阿仁町中村字魚ノ子沢45番20	35,000	3,540	用材林地 (杉)	標高350m、傾斜15～20度に 杉の人工林と雑木林が混在す る地域	林道隣接○	林道4m	阿仁マタギ 2km	打当内 400m	「地森計」	山村奥地林地

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番	(3) 基準地の10 アール当たり 価格(円)	(4) 基準地の 地積(m ²)	(5) 基準地の利 用の現況	(6) 基準地の周辺の土地の利用の 状況	(7) 交 通 接 近 条 件				(8) 公 法 上 の 規制	(9) 地域の特性
						基準地から 搬出地点ま での搬出方 法及び距離 (m)	搬出地点の 道路の状況	最寄り駅及 び距離	最寄り集落 及び距離		
秋田(林)-23	仙北郡南外村字一ト剱 76番2	50,000	16,709	用材林地 (杉)	標高100m、傾斜30度に植林 された杉の人工林地域	公道隣接0	村道5.5m	神宮寺13km	湯元300m	「地森計」	農村林地
24	秋田市上北手大杉沢字 刈又沢28番	1,450,000	2,429	雑木林地	大規模宅地開発が予想される 雑木及び松が混在する地域	人力50	農道2.5m	秋田6.3km	家ノ前 700m	「調区」 「地森計」	都市近郊林地
25	由利郡仁賀保町樋目野 字神田85番1	61,000	4,865	用材林地 (杉)	標高50m、傾斜15～20度程度 の杉の人工林地域	集材機0	農道5m	仁賀保 6.4km	堂ノ本 400m	「地森計」	農村林地
26	鹿角市十和田瀬田石字 森越44番内	44,000	2,000	用材林地 (杉)	標高150～200m、約25度の南 向傾斜の人工林地域	公道隣接0	県道4m	十和田南 5km	瀬田石2km	都 「地森計」	農村林地
27	大曲市内小友字泉沢 101番	290,000	4,628	雑木林地	周辺の開発が進みつつある雑 木林及び杉林が混在する地域	集材機50	市道4m	大曲8.6km	泉沢至近	都 「地森計」	都市近郊林地
28	北秋田郡田代町早口字 中島78番5	45,000	4,572	用材林地 (杉)	標高50～100m、傾斜20度の 杉の人工林地域	公道隣接0	農道2m	早口6.9km	岩野目 560m	「地森計」	農村林地
29	仙北郡千畑町黒沢字中 山138番外	42,000	3,384	用材林地 (杉)	標高100m、傾斜15度に植林 された杉の人工林地域	人力200	町道6m	縫見内14km	西野1.7km	「地森計」	林業本場林地
30	雄勝郡羽後町飯沢字間 木沢6番	49,000	9,256	用材林地 (杉) 雑木林地	標高200m、傾斜25度前後の 杉、雑木が混交する地域	公道隣接0	町道5m	湯沢17km	小山200m	「地森計」	農村林地

3 地価公示の標準地と同一地点である基準地

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示		(3) 基準地の1 平方メートル 当たりの 価格(円)	(4) 基準地 の地積 (㎡)	(5) 基準地の 形状 (間口： 奥行)	(6) 基準地の利 用の現況	(7) 基準地の周辺の土地の利 用の現況	(8) 基準地の前面 道路の状況	(9) 基準地につ いての水道、ガス供 給施設及び 下水道の整 備の状況	(10) 基準地の鉄 道その他の 主要な交通 施設との接 近の状況	(11) 基準地に係る都 市計画法その他 法令の制限で主 要なもの
	所在及び地番	住居表示									
秋田(県)ー41	秋田市将軍野南1丁目 117番2	将軍野南 1ー9ー6	70,000	347	1:2	住宅 W2	中規模一般住宅が多い住 宅地域	南西7m市道	水道 ガス 下水	土崎2.3km	1中専(60.200)
秋田ー16			(71,900)								
秋田(県)ー42	秋田市保戸野中町 513番外	保戸野中町 2ー14	131,000	912	1:1.5	住宅 W1	一般住宅、医院等が混在 する閑静な既成住宅地域	西8.5m市道	水道 ガス 下水	秋田1.6km	1住居(60.200) 準防
秋田ー5			(138,000)								
秋田(県)ー43	秋田市東通仲町126番	東通仲町11ー10	110,000	206	1:1.5	住宅 W2	中規模一般住宅、アパ ート等が混在する住宅地域	東4m市道	水道 ガス 下水	秋田550m	2住居(60.200) 準防
秋田ー1			(116,000)								
秋田(県)ー44	秋田市牛島東5丁目 36番3	牛島東 5ー9ー10	71,500	194	1:1.2	住宅 W2	中規模一般住宅が多い区 画整然とした住宅地域	東6m市道	水道 ガス 下水	羽後牛島 1.4km	1低専(50.80)
秋田ー36			(74,300)								
天王(県)ー1	南秋田郡天王町天王字 長沼132番62		32,500	390	1:2	住宅 W2	中規模一般住宅が多い住 宅地域	南6m町道	水道 下水	追分800m	1住居(60.200)
天王ー2			(33,000)								
秋田(県)5-16	秋田市手形山崎町 276番1外	手形山崎町 10ー58	138,000	147	3:1	店舗 S2	小売店舗の中に一般住宅 等も見られる商業地域	南15m県道	水道 ガス 下水	秋田1.1km	近商(80.200) 準防
秋田5-3			(139,000)								
秋田(県)5-17	秋田市大町3丁目 107番外	大町3ー2ー41	205,000	2,004	1:1.2	事務所 RC5	金融機関、事務所等が建 ち並ぶオフィス街	西11.5m市道	水道 ガス 下水	秋田1.3km	商業(500)準防
秋田5-6			(233,000)								

備考

記載内容の見方

第1 宅地及び宅地見込地

- 1 「(1) 基準地番号」欄において、※印は、地価公示の標準地（価格判定の基準日：平成15年1月1日）と同一地点である基準地を示している。当該基準地については、別に「3 地価公示の標準地と同一地点である基準地一覧」に一括して記載している。また、一連番号の前に付されている3、5、7、9及び10の見出し数字は、原則として、当該基準地がそれぞれ宅地見込地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域にあることを示し、見出し数字を付していないものは、住宅地域にあることを示している。
- 2 「(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示」欄において、基準地が土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業の一時利用地となっている場合には、原則として、その場所の当該事業による整理前の所在及び地番を表示し、括弧内にその場所の当該事業による工区名、街区番号、符号（仮換地番号）等を表示した。また、住居表示がある場合も表示した。

なお、基準地が数筆にわたる画地である場合は「外」と、一筆の一部である場合には「内」とそれぞれ表示した。また、同一の市町村にある基準地については、最初の基準地についてのみ市、郡、町又は村の名称を記載し、他は省略した。
- 3 「(4) 基準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に登記されている地積（土地の一部が借地である基準地にあつては当該借地の面積、土地区画整理事業の仮換地又は土地改良事業の一時利用地である基準地にあつては当該仮換地等の指定地積）を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨てた。また、基準地の筆の一部が私道となっている場合には、私道部分を含めた全筆の地積を表示した。
- 4 「(5) 基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行のおおむねの比率（宅地見込地にあつては、前面道路と接する辺又は至近の道路におおむね平行する辺とこれらの辺から対辺までの長さの比率）を、左側に間口、右側に奥行の順で表示した。なお、形状は、台形、不整形等と特に表示しない限り四角形である。
- 5 「(6) 基準地の利用の現況」欄には、当該基準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字はその階層（地下階層がある場合、地上階層にはFを、地下階層にはBを付してある。）を表示した。

鉄骨鉄筋コンクリート造	・ ・ ・ ・ ・	S R C
鉄筋コンクリート造	・ ・ ・ ・ ・	R C
鉄 骨 造	・ ・ ・ ・ ・	S
ブロック造	・ ・ ・ ・ ・	B
木 造	・ ・ ・ ・ ・	W
- 6 「(8) 基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の方位、幅員、舗装の状況（未舗装と表示してあるもの以外は、すべて舗装）、道路の種別及びその他の接面道路の順に表示した。

なお、道路の種別は、次の区分により表示した。

 - (1) 道路法による道路 ・ ・ ・ ・ ・ 国道、県道又は市町村道
 - (2) 土地区画整理事業施行地区内の道路（(1)及び(3)を除く。） ・ ・ 区画街路
 - (3) 私人が管理する道路で、いわゆる私道と称されているもの ・ ・ ・ 私道
 - (4) その他の道路 ・ ・ ・ ・ ・ 道路
- 7 「(9) 基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次により表示した。
 - (1) 水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によってこれらの水道から給水可能な場合（引込距離約50メートル以内）には、「水道」と表示した。
 - (2) ガス事業法による一般ガス事業又は簡易ガス事業によりガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってこれらのガス事業からガス供給が可能な場合（引込距離約50メートル以内）には、「ガス」と表示した。
 - (3) 基準地が下水道法の処理区域内にある場合及び処理区域外に存する大規模造成地等にある下水道で宅地供給者又は組合等が一体として管理し、かつ、公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合には、「下水」と表示した。
- 8 「(10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、鉄道駅名及び基準地から鉄道駅までの道路距離を表示し、50メートル未満の場合には「近接」と表示した。
- 9 「(11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄については、次により表示した。
 - (1) 都市計画区域等の区分

市街化区域	・ ・ ・ ・ ・	用途等
市街化調整区域	・ ・ ・ ・ ・	「調区」

市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域・・・㊦

都市計画の定めのない区域・・・・・・・・・・「都計外」

(2) 用途地域等は、次の略号で表示した。

第1種低層住居専用地域・・・・・・・・・・1 低専

第2種低層住居専用地域・・・・・・・・・・2 低専

第1種中高層住居専用地域・・・・・・・・・・1 中専

第2種中高層住居専用地域・・・・・・・・・・2 中専

第1種住居地域・・・・・・・・・・1 住居

第2種住居地域・・・・・・・・・・2 住居

準住居地域・・・・・・・・・・準住居

近隣商業地域・・・・・・・・・・近 商

商業地域・・・・・・・・・・商 業

準工業地域・・・・・・・・・・準 工

工業地域・・・・・・・・・・工 業

工業専用地域・・・・・・・・・・工 専

防火地域・・・・・・・・・・防 火

準防火地域・・・・・・・・・・準 防

(3) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び工業専用地域については、括弧内の左側に建ぺい率を、右側に容積率を、その他の地域については括弧内に容積率をそれぞれパーセントで表示した。

第2 林地

1 「(1) 基準地番号」欄には、一連番号により表示した。

2 「(2) 基準地の所在及び地番」欄には、土地登記簿に登録されている所在及び地番を表示した。

3 「(4) 基準地の地積」欄には、土地登記簿に登録されている地積を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨てた。

4 「(5) 基準地の利用の現況」欄には、基準地が現に利用されている状況を林地の類型及び樹種により表示した。

5 「(7) 交通接近条件」欄については、次により表示した。

(1) 「基準地から搬出地点までの搬出方法及び距離」欄において、搬出方法は通常考えられる方法を記載し、距離は当該基準地の中心部からの距離を表示した。

なお、林(公)道隣接の場合は、0メートルと表示した。

(2) 「搬出地点の道路の状況」欄には、道路の種類及び幅員を表示した。

(3) 「最寄り駅及び距離」欄には、駅名及び基準地から当該駅までのおおよその道路距離を表示した。

(4) 「最寄り集落及び距離」欄には、集落名及び基準地から当該集落までのおおよその道路距離を表示した。

6 「(8) 公法上の規制」欄については、次により表示した。

市街化調整区域・・・・・・・・・・「調区」

市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域・・・・・・・・㊦

地域森林計画対象民有林・・・・・・・・・・「地森計」

7 「(9) 地域の特性」欄については、次により表示した。

都市近郊林地：市街地的形態をしている地域の近郊にある地域内の林地で、市街地の宅地化の影響を受けているもの

農 村 林 地：農村集落の周辺に位置するいわゆる里林地に属する林地で、一般に農業を主に、林業を兼ねている地域内のもの

林業本場林地：林業の中心にある地域又は地方の有名林業地で、有名林業地としての銘柄又はこれに準ずる用材を生産している地域内の林地

山村奥地林地：交通機関から判断して最も不便な山村奥地に属する地域内の林地

第3 表示は、宅地及び宅地見込地並びに林地とも、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日（平成15年7月1日）における状況により行った。

第4 地価公示の標準地と同一地点である基準地

1 「(1) 基準地番号」欄は、上段に基準地番号を、下段に標準地番号を記載した。

2 「(3) 基準地の1平方メートル当たりの価格」欄は、上段に基準地価格を記載し、下段に同年の標準地価格を括弧書で記載した。

- 3 その他の欄については、第 1 と同様とした。ただし、基準地の公告事項と同年の地価公示の標準地の公示事項が同一である場合は、地価公示の標準地の公示事項は、記載を省略した。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番二号
購読料金 一月三千五百円

印刷所
印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 062-8766 FAX 063-0005
E-mail: matsubara@matsubara-insai.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄